

八街市立学校の適正配置等検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八街市立学校の適正配置等検討委員会の設置、組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 少子化に伴う児童生徒数の減少を踏まえ、本市の将来を展望した学校の在り方について幅広い見地から検討するため、八街市立学校の適正配置等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、八街市教育委員会へ意見を述べるものとする。

- (1) 学校の規模の在り方に関すること
- (2) 学校の配置及び就学区域の在り方に関すること
- (3) その他、八街市教育委員会が必要と認めること

(組織)

第4条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 保護者
- (2) 学校関係者
- (3) 地域代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募市民

3 委員が欠けたときは、必要によりこれを補充することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が決定するまでの間は、教育長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(公開)

第8条 会議は原則として公開する。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な開催に著しい支障が生じると認められるときは、議長が委員会に諮り、当該会議を非公開とすることができる。

(意見等の聴取)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。